

事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 1 7 日

小金井市指定（介護予防）地域密着型サービス事業者

小金井市総合事業実施事業者 各位

小金井市福祉保健部

介護福祉課長 鈴木 茂哉

（公印省略）

令和 2 年度「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」
の届出について（依頼）

平素は、本市の介護保険運営にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、令和 2 年度も引き続き算定を継続される場合は、改めて届出書をご提出いただく必要があります。

つきましては、下記のとおり届出期限を設定しましたので、算定を希望される場合は遺漏のないよう、よろしくお取り計らいの程お願いします。

なお、令和 2 年度より「介護職員処遇改善加算」と「介護職員等特定処遇改善加算」の届出様式が統合されておりますので、ご注意の上、届出を行ってください。

記

1 提出書類

(1) 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書（令和 2 年度）
（詳細別添資料参照）

(2) 介護職員（等特定）処遇改善加算算定に係る体制等に関する届出書

(3) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス）

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（総合事業）

※(2)及び(3)は新規で加算を取得する場合および加算区分を変更する場合のみ提出が必要となります。

2 提出期限

令和2年4月15日（水）必着

3 その他（重要・必ず以下全てをご確認ください。）

- (1) 総合事業や地域密着型サービス実施している法人で、東京都の通所介護、訪問介護の指定も受けている場合は、東京都への届出も必要です。
- (2) 東京都及び他市に加算の届出書を提出している場合、小金井市へは東京都等へ提出した書類の写しの提出で可といたします。
ただし、上記提出書類(2)(3)は市の様式で提出してください。（加算の新規取得と加算区分の変更の場合、提出が必要）
- (3) 総合事業と地域密着型サービスを両方実施している場合、届出書は1部のみ提出で可とします。ただし、上記提出書類(2)(3)については総合事業分及び地域密着型サービス分それぞれ必要になります。（加算の新規取得と加算区分の変更の場合、提出が必要）
- (4) 「処遇改善加算」および「介護職員等特定処遇改善加算」以外の加算については本通知とは別扱いとし、別途変更届の提出が必要となります。

4 提出先・問合せ先（郵送での提出も可）

〒184-8504

東京都小金井市本町6-6-3

小金井市福祉保健部介護福祉課介護保険係 宛て（電話：042-387-9822）